

深谷市リサイクル活動推進奨励金のご案内

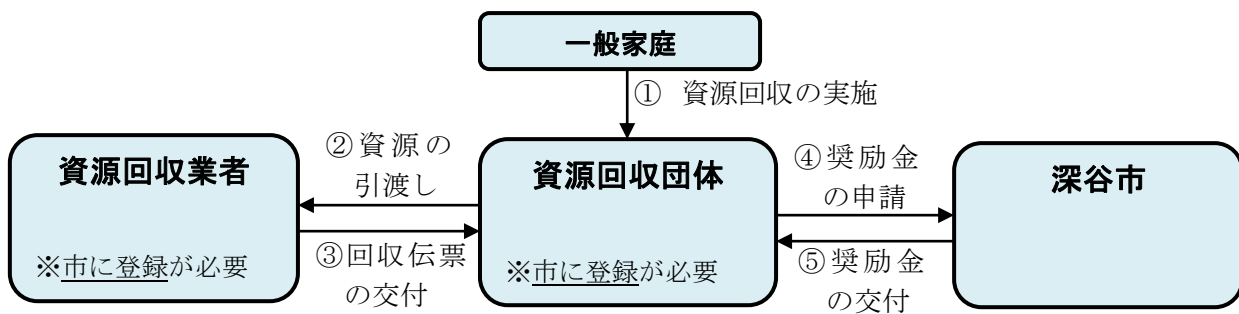
R8.4 版

■目的

深谷市では、資源の再利用の推進と廃棄物の減量化のために、資源の集団回収を行う団体に、回収量に応じて奨励金を交付します。

■必要な手続き

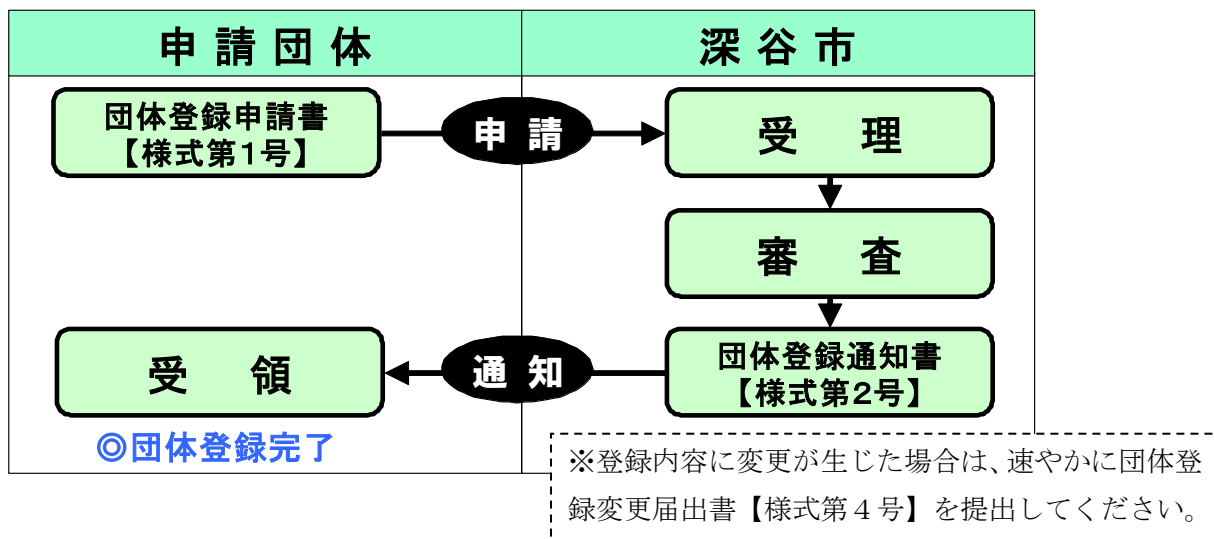
奨励金の申請前に「**(1)団体登録**」を行います。登録された団体は、「**(2)資源回収を実施**」し、市に登録された資源回収業者に資源を引き渡します。資源回収業者は回収量の記載された伝票を発行するので、奨励金の申請書に添付し、「**(3)奨励金の申請**」を行います。



※ 深谷市ホームページで登録資源回収業者の一覧表の最新版がご覧になれます。また、申請書等の様式のダウンロードもできますので、活用してください。

(1)団体登録

団体登録申請書に必要事項を記入し、市環境衛生課（本庁舎2階25番）まで提出してください。



<<登録の要件>>

- 1 市内にお住まいのかたによる団体
- 2 主に市内で活動している団体
- 3 営利を目的としていない団体

(2)資源回収の実施

1 回収業者の選定

市に登録されている回収業者を選定し、事前に回収日、回収品目等を打ち合わせます。

注)市に登録されていない業者が回収した場合は、奨励金が交付されません。

2 回収品目について 注)店舗、会社、学校などから回収したものは奨励金の対象外です。

区分	該当するもの
紙類	新聞紙、雑誌、ダンボール、飲料用紙パック、雑がみ、シュレッダーごみ
布類	衣類 など
ビン類 (リターナブルビン)	一升ビン、ビールビン、醤油ビン、コーラビン、サイダービン、 ジュースビン、4合ビン、スタイニービン
金属類	アルミ缶、スチール缶、スプレー缶
プラスチック類	ペットボトル、ペットボトルキャップ

※回収後、業者から取引伝票(回収量、引渡し日が記載されているもの)を受領してください。

3 奨励金額について 資源物1kgあたり 3円

令和8年度より、新たに2つの加算金制度が始まりました。

加算金①：増量実績加算金 **前年度と比べて、回収実績が増えた団体へ！**

- 条件：前年度の回収実績より、当該年度の回収実績が**1%以上増加**した団体
- 支払額：当該年度の累計回収実績量 × **2円**

加算金②：新規・再開加算金 **これからリサイクル活動を始める、または再開する団体へ！**

- 条件：新規に市に登録した団体 前年度活動実績がなかった団体が当該年度に活動を再開した場合
- 支払額：当該年度の累計回収実績量 × **1円**

※①②の加算金は年度末日に金額を判定し、30日以内に振込みをします。

(3)奨励金の申請

※パソコン・スマートフォンによるオンライン申請ができます。

オンライン申請1回につき500円加算制度あり(年4回まで先着200件) 詳細は問い合わせ先へ。

資源回収の実施後、**奨励金交付申請書**に必要事項を記入し、回収業者からの**取引伝票**を添付して奨励金の交付を申請します。(引渡し日の属する年度に申請してください。)

【お願い】振込時の口座誤りが生じないよう、**口座番号・名義が確認できる書類**(通帳の写しなど)を添付してください。

